

平成29年度

登米市一般・特別会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔9月8日提出〕

宮城県登米市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第2号)

平成29年度登米市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度登米市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ497,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,363,985千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 国庫支出金		4,957,298	30,558	4,987,856
	2 国庫補助金	1,634,188	30,558	1,664,746
14 県支出金		2,978,144	39,412	3,017,556
	2 県補助金	1,427,851	39,128	1,466,979
	3 委託金	171,729	284	172,013
17 繰入金		2,968,975	89,590	3,058,565
	1 特別会計繰入金	6	89,590	89,596
18 繰越金		1	21,818	21,819
	1 繰越金	1	21,818	21,819
20 市債		7,550,700	316,200	7,866,900
	1 市債	7,550,700	316,200	7,866,900
歳入合計		47,866,407	497,578	48,363,985

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		293,720	586	294,306
	1 議会費	293,720	586	294,306
2 総務費		5,508,180	40,773	5,548,953
	1 総務管理費	4,702,963	30,804	4,733,767
	3 戸籍住民基本台帳費	219,292	9,969	229,261
3 民生費		13,822,441	58,575	13,881,016
	1 社会福祉費	6,399,596	42,450	6,442,046
	2 児童福祉費	6,428,760	16,125	6,444,885
4 衛生費		5,272,969	15,000	5,287,969
	1 保健衛生費	1,503,708	15,000	1,518,708
6 農林水産業費		2,946,069	4,233	2,950,302
	1 農業費	2,741,517	3,373	2,744,890
	2 林業費	204,015	860	204,875
7 商工費		1,256,422	△51,168	1,205,254
	1 商工費	922,319	2,835	925,154
	2 観光費	334,103	△54,003	280,100
8 土木費		4,536,330	43,185	4,579,515
	2 道路橋りょう費	2,558,601	20,100	2,578,701

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	6 住宅費	290,438	23,085	313,523
9 消防費		1,692,176	294,066	1,986,242
	1 消防費	1,692,176	294,066	1,986,242
10 教育費		5,331,089	92,328	5,423,417
	1 教育総務費	813,173	6,539	819,712
	5 社会教育費	765,424	53,068	818,492
	6 保健体育費	1,312,099	32,721	1,344,820
歳 出 合 計		47,866,407	497,578	48,363,985

第2表 継続費補正

1. 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	5 社会教育費	(仮称) 新登米懐古館整備事業	768,208	千円	千円
				平成29年度	50,859
				平成30年度	424,201
				平成31年度	293,148

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限度額
東北大学寄附講座寄附金（健康推進課）	平成30年度から 平成32年度まで	千円 75,000

第4表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災情報施設整備事業	千円 291,200	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設整備事業	千円 81,200	証書借入 又は証券 発行	5.0% 以内(た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することがで きる。	千円 29,400	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
舗装修繕事業	75,600				84,400			
体育施設整備事業	723,600				741,400			
社会教育施設整備事業	17,700				67,900			

国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)

平成29年度登米市国民健康保険特別会計 補正予算（第2号）

平成29年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,170,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 687,286	千円 101,636	千円 788,922
	2 基金繰入金	0	101,636	101,636
10 繰越金		370,473	42,354	412,827
	1 繰越金	370,473	42,354	412,827
歳入合計		11,026,833	143,990	11,170,823

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸支出金		千円 56,925	千円 143,990	千円 200,915
	1 償還金及び還付加算金	56,924	117,649	174,573
	2 繰出金	1	26,341	26,342
歳 出 合 計		11,026,833	143,990	11,170,823

後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

平成29年度登米市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）

平成29年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,704千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ836,834千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 467,890	千円 52,439	千円 520,329
	1 後期高齢者医療保険料	467,890	52,439	520,329
4 繰越金		1	13,204	13,205
	1 繰越金	1	13,204	13,205
5 諸収入		16,613	61	16,674
	1 延滞金、加算金及び過料	90	61	151
歳入合計		771,130	65,704	836,834

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 723,869	千円 63,757	千円 787,626
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	723,869	63,757	787,626
3 諸支出金		2,402	1,947	4,349
	2 繰出金	1	1,947	1,948
歳 出 合 計		771,130	65,704	836,834

介護保険特別会計補正予算

(第1号)

平成29年度登米市介護保険特別会計 補正予算（第1号）

平成29年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,582千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,521,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		2,520,950	579	2,521,529
	1 国庫負担金	1,647,040	2,041	1,649,081
	2 国庫補助金	873,910	△1,462	872,448
4 支払基金交付金		2,531,962	214	2,532,176
	1 支払基金交付金	2,531,962	214	2,532,176
5 県支出金		1,289,688	95	1,289,783
	1 県負担金	1,244,155	1,275	1,245,430
	3 県補助金	45,531	△1,180	44,351
7 繰入金		1,351,286	96	1,351,382
	1 一般会計繰入金	1,351,285	96	1,351,381
8 繰越金		1	74,598	74,599
	1 繰越金	1	74,598	74,599
歳入合計		9,445,944	75,582	9,521,526

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 保険給付費		8,895,981	10,205	8,906,186
	2 介護予防サービス等諸費	178,884	10,205	189,089
4 地域支援事業費		286,175	△9,440	276,735
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	146,147	△9,440	136,707
7 諸支出金		3,245	74,817	78,062
	1 償還金及び還付加算金	3,243	46,324	49,567
	3 繰出金	1	28,493	28,494
歳 出 合 計		9,445,944	75,582	9,521,526

土地取得特別会計補正予算

(第2号)

平成29年度登米市土地取得特別会計 補正予算（第2号）

平成29年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,136千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 160,896	千円 147	千円 161,043
	1 他会計繰入金	1	147	148
歳入合計		160,989	147	161,136

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸支出金		千円 160,979	千円 147	千円 161,126
	1 基金費	84	147	231
歳 出 合 計		160,989	147	161,136

下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

平成29年度登米市下水道事業特別会計 補正予算（第2号）

平成29年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,812千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,036,848千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		千円 3	千円 32,812	千円 32,815
	1 繰越金	3	32,812	32,815
歳入合計		5,004,036	32,812	5,036,848

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 1,096,254	千円 32,812	千円 1,129,066
	1 総務管理費	212,870	32,812	245,682
歳 出 合 計		5,004,036	32,812	5,036,848

宅地造成事業特別会計補正予算

(第2号)

平成29年度登米市宅地造成事業特別会計 補正予算（第2号）

平成29年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,043千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 147	千円 148
	1 繰越金	1	147	148
歳入合計		160,896	147	161,043

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸支出金		千円 1	千円 147	千円 148
	1 繰出金	1	147	148
歳 出 合 計		160,896	147	161,043